

四日市市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 6 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市条例第 37 号

四日市市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の再任用に関する条例（平成 12 年四日市市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （消防吏員への適用期日）</p> <p>2 <u>厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号</u>に規定する消防吏員である者（以下「消防吏員」という。）については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正法による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。</p>	<p>附 則 （消防吏員への適用期日）</p> <p>2 <u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号</u>に規定する消防吏員である者（以下「消防吏員」という。）については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正法による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（総務部人事課）